

お知らせカレンダー



編集•発行 総務企画課 ▲▲ 世帯数 2.670 世帯

人口 5,069 人



男: 2,483 人

女: 2,586 人

No. 1800 【 7月11日 発行】

令和6年7月15日 ~ 令和6年7月28日

(令和6年6月30日現在)

	•		_	(1,140	
日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
15	(月)	海の日			
16	(火)				
17	(水)	1歳6か月児健診(対象児:R4.10.25~R5.1.17生)	受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	保健センター
18	(木)				
19	(金)	3歳児健診(対象児:R2.10.20~R3.1.19生)	受付時間 (12:45~13:00)	保健センター	保健センター
20	(土)				
21	(日)				
22	(月)				
23	(火)				
24	(水)				
25	(木)				
26	(金)				
27	(土)				
28	(日)	第51回地区スポーツ少年団競技別交歓大会全空連空手道	8:30~	砂美地来館	奄美群島市町村体育協会 与論町教育委員会

☆☆☆ ヨロンマラソン2024大会エントリー開始のお知らせ☆☆☆

第31回ヨロンマラソン2024大会を2024年11月24日(日)に開催します。 種目やエントリー期間等は、次の通りとなりますので、お知らせいたします。

1. 種 目:①フルマラソン(高校生を除く18才~) ②ハーフマラソン(中学牛~)

2. エントリー期間:令和6年7月1日(月)~令和6年9月30日(月)

3. 申 込 方 法: RUNNET 及び郵便振込

4. エントリー料:10,000円 (フル・ハーフ)

※期限を過ぎての申込は受付けできません。

※詳細は、ヨロンマラソンホームページをご覧ください。

連絡先 ヨロンマラソン事務局(役場商工観光課) 97-5123

~与論島漁業集落より~ 「**お魚祭り**」の開催についてお知らせ!!

夏到来!「お魚祭り」が下記日時により開催されます!当日は与論島産のおいしい海産物の販売やイベント等が 行われますので、町民の皆様のご来場をお待ちしております!

【日 時】:令和6年7月28日(日)午前9時~

【場 所】: 与論町漁業協同組合(茶花漁港) 【イベント】: マグロの解体ショー、魚掴み獲り

【販 売】: 鮮魚、加工品等

主催:与論町漁業協同組合 協賛:与論島漁業集落

問い合わせ先:97-2221 事務局(漁協事務所内)

(※天候等の影響により、中止又は延期となる場合があります。)

定期フェリーを利用される皆様へ

ご予定通りの旅行のために、乗船前の事前予約がおススメです!







現在、鹿児島~奄美群島~沖縄航路において定期フェリーを運航する船会社2社では、乗船される日の1ヶ月前から前々日(又は前日)までの期間、事前予約を受け付けています。

定期フェリーは、等級に関わらず船内全席が予約制となっており、乗船当日に予約の無い空席がある場合に限り、港での当日購入が可能となっております。例年、夏場・年度末などの繁忙期や団体客の利用が重なる時期は予約で満席となり、事前予約無しで乗船しようとしても、当日港での乗船券購入が出来ずに乗船不可となる場合もあります。

定期フェリーで島外へお出かけの際は、ご旅行や出張等の急な予定変更が生じないよう、下記 の各運航会社窓口において事前予約により席を確保のうえ、現地代理店等で乗船券を購入され ることをおすすめ致します。

各社事前予約取扱い窓口・問合せ先

● マルエーフェリー

本社予約センター : 099-226-4141 代理店:有村運送店㈱ : 0997-97-3251

本社公式ホームページ : https://www.aline-ferry.com/



公式 HPの QR はこちら

公式 HPの QR はこちら

● マリックスライン

本社予約センター: 099-225-1551 代理店: 龍野運送店㈱: 0997-97-3151

本社公式ホームページ: https://marixline.com/

※各社とも窓口での予約受付について、営業日・受付時間等の規定があります。 詳細は上記ホームページや代理店にてご確認下さい。

※クレジット決済による購入をご予定の場合、港での購入は現地の電波状況により 購入できない場合があります。なるべく代理店等にて事前の購入をお願い致します。



~保健センターよりお知らせ~

高齢者の肺炎球菌感染症予防のための定期接種について

● 対象となる方:定期接種は①、②、③を通して生涯で1回のみとなります。 (対象の方には、令和6年6月にお知らせを送付しています。)

1 65 歳の方



定期接種の機会は<u>65歳の1年間</u>です。定期接種の対象となる方で、 接種を希望する方は、接種の機会を逸することがないようご注意ください。

注:65 歳を超える方を対象とした経過措置は2024年3月31日に終了しました。

- 2 60~64 歳で 心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、 身の回りの生活を極度に制限される方
- 3 60~64歳で ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に 障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- 接種期間:令和6年7月1日(月)~令和7年3月31日(月)
- 接種場所:町内外の各委託医療機関

(与論徳洲会病院、龍美クリニック、パナウル診療所等)

- 接種費用:接種に係る費用のうちワクチン代は町が助成しますが、ワクチン代以外の費用(接種手技料等)に 関しては自己負担となります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。
 - ※ 生活保護世帯の方は接種手技料に対し 2,750 円を町が助成しますが、それを超える場合の差額は 自己負担となります。
- 接種の流れ:対象の方へ配布してあります用紙(ピンク色)を保健センターにご持参のうえ予診票を受け取り、 医療機関に予約をして接種してください。

<問合せ先> 与論町保健センター担当:清水・橋口 電話:0997-97-5105

~供利港ライブカメラ運用について~

供利港旅客船の安全な入港の確保, また旅客船が抜港したときの波の状況などを記録し 活用していくため, 供利港待合所の東側にライブカメラを設置しました。

リアルタイムで YouTube に配信されております。

YouTube チャンネル名は「与論町供利港ライブカメラ」になります。

URL は「https://voutube.com/live/aSC8fvLRk8o?feature=share」です。

また、与論町 HP からもリンク可能になっております。是非ご覧下さい。

与論町役場 建設課

~供利港や茶花港(エガシマ)を利用される方々へ~

供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。

万が一, 高潮や台風の影響で海に車等が流されると, 海中から引き上げられるまでの間, 定期船の入港ができず, 島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので, 供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を駐車したまま, 島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。

また木製パレットについては、これまでも持ち帰りをお願いしているところですが、依然として、荷物のみ持ち帰るケースが多発しており、投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は、法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので、必ず持ち帰っていただき、与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課 与論町役場 建設課

社会を明るくする運動

7月は 社会を明るくする運動強調月間 です

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ第74回 社会を明るくする運動

7月は"社会を明るくする運動"強調月間・再犯防止啓発月間です。 社明 しゃめい



法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪 や非行の防止とあやまちを犯した人の更生について理解を深め、それぞ れの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会 を築こうとする全国的な運動です。

家族の絆や地域の連帯を深め、 犯罪や非行のない明るい社会を築きましょう。

≪ 与論町役場 町民生活課 TEL 0997-97-4930 ≫

環境保全型農業(土づくり)研修会の開催について

与論町内農業者の皆様

今年5月半ばより続いた梅雨が明け、一気に夏の到来を感じられる暑さになってまいりました。熱中症・脱水症になりやすい時期ですので、日中の農作業時は適度な休憩、水分・塩分補給等を心掛けてください。

さて、今回大島支庁農政普及課よりお声掛けがあり、「土づくり等を通して化学肥料・化学合成農薬の使用低減に努めることにより環境負荷の軽減していく農業」の推進活動として、環境保全型農業(土づくり)研修会を下記の日程にて開催する運びとなりました。

ご興味のある方は是非ご参加ください!

◆開催日時: 令和6年7月25日 (木) 午後2時~午後4時まで

◆開催場所:与論町役場 1階 多目的ホール

◆講習内容: 土づくり及び家畜排せつ物を活用した耕畜連携について(堆肥生産)

みどりの食料システム戦略・みどり認定等について

※会場の座席数に限りがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

お問合せについてはこちらへ→

役場産業課:担当 大城 Tel:0997-97-4924

ごみの出し方について(お願い)

最近、燃えるごみの中に金属類の混入が見受けられます。 各機械設備等の故障につながる恐れがあるため、 金属製の物は取り除くようお願いします。

ご理解ご協力をお願いいたします。

環境課 (97-4712) クリーンセンター (97-5575)



家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を 算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、 役場税務課までお知らせください。

連絡先 役場税務課 0997-97-3133

カンキッグリーニング病調査及びゲッキツ防除の実施について

1. カンキツグリーニング病とは

カンキッグリーニング病は、細菌がミカンなどのカンキッ樹を枯らす病気で、感染すると葉っぱや実が黄色くなる、小さくなる、落ちるなどして、最後には枯れてしまいます。

2. ミカン苗・ギンギチ苗 島外への持ち出し禁止について

カンキッグリーニング病が発生している沖縄県、与論島、沖永良部島、徳之島から、カンキッ類やゲッキッ(ギンギチ)の苗、枝、葉を持ち出すことは禁止されていますので、ご協力をお願いします(果実は持ち出し可)。

3. カンキツグリーニング病調査の実施について

本町では、病気に感染したカンキツ類をいち早く発見するための調査を行っております。 調査員がみなさまのご自宅等を訪問して、カンキツ類の有無や本数を確認するとともに、 感染の有無を調べるためにカンキツ樹の葉や枝を採取させていただきますので、ご理解と ご協力をよろしくお願いします。なお、その際の目印として枝に番号を書いたビニールテ ープを巻かせていただきますので、外さないようご協力をお願いします。

◆調査期間:令和6年7月~令和7年3月

◆調査区域:与論町内全域

○ ゲッキツ防除の実施について

カンキツグリーニング病は、カンキツ類やゲッキツに寄生する虫「ミカンキジラミ」によって病原菌が運ばれ、感染します。そこで、本町では病気の感染拡大を防ぐため、ミカンキジラミの発生源となるゲッキツの薬剤防除を行っています。防除作業員がみなさまのご自宅やほ場等を訪問し、ゲッキツへの薬剤防除を行わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、薬剤防除に際しては樹幹散布(幹に薬液を直接かける方法)や粒剤の株元散布により、周辺への農薬の飛散がないよう努めております。

例年作付けしている有機栽培は場などの散布は控えておりますが、新たに有機栽培を行うは場やどうしても薬剤散布を行えない場所については、役場までご連絡くださいますようお願いします。

◆防除期間◆

令和6年 7月~9月(夏期防除) 令和6年12月~令和7年3月(冬期防除)

◆防除区域:与論町内全域

カンキツグリーニング病の早期根絶に向け町民の皆様の ご理解とご協力をお願いします。



【粒剤によるゲッキツ防除】

【お問合せ】 与論町役場産業課 TEL 97-4924

個人による水道 DIY・漏水修理は「違法」です!

家の建替や、水回りのリフォーム、宅内や敷地内の配管から漏水している等で水道関係の工事をする場合は、軽微な変更(下記参照)を除き、所有者であっても個人で行うことはできません。 必ず、本町の※指定給水装置工事業者による施工が必要です。

このことは「水道法」という法律で定められており、本町の条例にも規定されています。条例に基づき、違反した場合は 50,000 円以下の過料や給水停止となる場合もあります。

不適切な工事により、工事部分からの汚染などの健康被害や、多量の漏水による水道料金の増大など、重大なトラブルが発生する恐れがあります。

指定を受けていない個人での水道工事は絶対にやめましょう。

判断に迷った場合は、水道課までお尋ねください。

個人で行ってよい軽微な変更

- ・蛇口の交換
- ・コマの取替
- ・蛇口のパッキン交換

個人で行っては<u>いけない</u>もの (指定工事業者のみ可能)

- ・蛇口の新設・増設
- ·水道配管工事 等

※与論町指定給水装置工事事業者(順不同)

菊池水道 0997-97-2182 ・ 瀧久建設 0997-97-3720

吉田設備 0997-97-4984 ・ 田畑設備 0997-97-3530

浦口建設 0997-97-4749 · 吉田興建 0997-97-2078

原建設 0997-97-4860 ・ ヨシダ管工業 0997-97-4351

敷地内・宅内であっても、無許可の配管工事はできません!

古民家の改修などをされる方はご注意ください。

水道メーター周辺の確認をお願いします

メーター周りに草木が生い茂っていたり、枯葉や物で塞がっていたりすることで検針作業に支 障をきたすケースがあります。

草木が生い茂っている場所では、草木の根が管に巻き付いてしまい、思わぬ漏水につながることもあります。

定期的にメーター周りの環境をご確認頂き、定期的な草木の伐採や飼い犬はメーターと離れた位置につないでいただくなど、スムーズな検針作業へのご協力をお願いいたします。

また、家の入退去に伴う閉栓・開栓の際にもメーター周りで水道課職員が作業を行います。お 引越しの際も、メーター周りの美化にご協力をお願いいたします。

汚水管へ油・異物を流さないでください

茶花地区における、農業集落排水施設へ油やタオル等の異物等が流れ、汚水管が詰まる・ポンプが停止するなどの事象が発生しております。

汚水管が詰まり万が一逆流してしまうと、集落排水を利用しているご家庭・飲食店・宿泊施設などへの汚染被害が及ぶ可能性があります。

また、排水処理施設の運転が停止し汚水の処理ができなくなってしまう恐れもあります。そのような事態を引き起こさないためにも、下記を徹底してご利用いただきますよう、お願いいたします。

- ▶ 油や異物は絶対に流さない。
- ▶ 雨水を汚水桝に流さない。(処理場に流れ込む水量が増えると、汚水の処理ができなくなるため)
- 済すいます。 汚水桝の蓋はちゃんと閉める。(木の葉などが流入してしまうため)
- ▶ 台所、風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- ▶ トラップ桝は、定期的に清掃する。(食べかすや溜まった油分などが浮遊しているため)

町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

お問い合わせ先 水道課 0997-97-4994(直通)